通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

医療法人社団哲栄会　介護医療院　えみの里 順天

医療法人社団哲栄会　介護医療院　えみの里 順天【重要事項説明書】

令和６年６月１日改訂

1. 事業所の概要

施設名	医療法人社団哲栄会　介護医療院　えみの里 順天
開設年月日	令和2年4月1日
所在地	〒061-1270　北海道北広島市大曲695番地
理事長氏名	理事長　村端　祐樹
管理者氏名	施設長　相原　稔彦
電話番号	011－377－8000
FAX 番号	011－377－2200
介護保険事業所番号	01B1300024
ホームページアドレス	http://www.junten.jp/
提供する介護サービス	通所リハビリテーション（介護医療院） 介護予防通所リハビリテーション（介護医療院）
その他の介護サービス	介護医療院 短期入所療養介護　（介護医療院） 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

2. 介護医療院の目的と運営方針

・施設の目的

介護医療院は、利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供し、また、利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、（介護予防）短期入所療養介護や（介護予防）通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

・施設の運営方針

1）療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練そのほか必要な医療ならびに日常生活上のお世話を行うことにより、利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。

2）明るく家庭的な雰囲気で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護事業者、居宅サービス事業所、他の介護保険施設、保健医療福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、利用者様が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努めます。

3. 設備の概要

通所リハビリ定員	30 名/日	
機能訓練室	1室	181.30 ㎡（133.20 ㎡+48.10 ㎡）
食堂兼談話室	1 か所	60.00 ㎡
浴室	1 か所	110.8 ㎡ （脱衣室 27.20 ㎡+一般浴室 37.80 ㎡+特別浴室 45.80 ㎡）
静養室	1 か所	25.80 ㎡
多目的トイレ	男性用 1ヵ所 、 女性用 1ヵ所 、 共用 1ヵ所	
非常災害設備等	全館スプリンクラー、火災通報装置、消火器、消火栓 非常用予備発電装置、防災訓練の実施(年2回)など	
通常送迎実施地域	北広島市、札幌市厚別区、札幌市清田区	

4. 施設職員の体制

職種	常勤	業務内容
管理者・医師	1 名 （兼務）	施設管理業務、医学的管理業務
医師	1 名以上	医学的管理業務
看護職員	2 名以上	看護業務全般
介護職員	2 名以上	介護業務全般
相談員	1 名以上	利用相談、生活全般の相談、各自治体との連携等
理学療法士	1 名以上	機能回復訓練、機能維持訓練、その他療法 リハビリ実施計画作成
作業療法士		
言語聴覚士		
管理栄養士	1 名以上	栄養管理および指導、栄養マネジメント等
事務	3 名以上	介護請求事務、利用料の請求および受領、そのほか一般事務業務
車輌	1 名以上	送迎業務

5. 協力医療機関、協力歯科医療機関

名称	医療法人社団哲栄会 順天病院
住所	北海道北広島市大曲 695 番地
診療科	内科、歯科、リハビリテーション科

6. 通所リハビリテーションサービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

<サービス内容>

種類	内容	
食事	(食事時間) 昼食　　12:00	※食事は左記時間を標準としますが、個々の状態により前後する場合があります。
介護	・利用者様にあわせた介護を提供します。	
機能訓練	・理学療法士等により利用者様の状況に適した機能訓練を行い、機能の低下を防止、機能の改善を目的とした訓練を実施します。	
栄養管理及び栄養ケア	・管理栄養士の立てる献立により、心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。	
口腔衛生管理及び口腔ケア	・必要に応じて、協力歯科医療機関の歯科医師の指示・指導のもと誤嚥性肺炎や口腔疾患を予防し、口腔機能を維持するため、口腔清掃の指導、ケアを行います。	
入浴	・一般入浴のほかに、介助を要する方に対しては特別浴槽で対応いたします。 ・身体の状態に応じて清拭となる場合もございます。	
排泄	・利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。	
着替え・整容等	・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。	
相談及び援助	・利用者様とそのご家族からのご相談に応じます。	

（2）基本料金

◎ 利用料【介護予防通所リハビリテーション】

利用時間	要支援1	要支援2
1割負担	2,268 円	4,228 円
2割負担	4,536 円	8,456 円
3割負担	6,804 円	12,684 円

◎ 利用料【通所リハビリテーション】（1割負担の場合）

利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 時間以上 2 時間未満	369 円	398 円	429 円	458 円	491 円
2 時間以上 3 時間未満	383 円	439 円	498 円	555 円	612 円
3 時間以上 4 時間未満	486 円	565 円	643 円	743 円	842 円
4 時間以上 5 時間未満	553 円	642 円	730 円	844 円	957 円
5 時間以上 6 時間未満	622 円	738 円	852 円	987 円	1,120 円
6 時間以上 7 時間未満	715 円	850 円	981 円	1,137 円	1,290 円
7 時間以上 8 時間未満	762 円	903 円	1,046 円	1,215 円	1,379 円

◎ 利用料【通所リハビリテーション】（2 割負担の場合）

利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 時間以上 2 時間未満	738 円	796 円	858 円	916 円	982 円
2 時間以上 3 時間未満	766 円	878 円	996 円	1,110 円	1,224 円
3 時間以上 4 時間未満	972 円	1,130 円	1,286 円	1,486 円	1,684 円
4 時間以上 5 時間未満	1,106 円	1,284 円	1,460 円	1,688 円	1,914 円
5 時間以上 6 時間未満	1,244 円	1,476 円	1,704 円	1,974 円	2,240 円
6 時間以上 7 時間未満	1,430 円	1,700 円	1,962 円	2,274 円	2,580 円
7 時間以上 8 時間未満	1,524 円	1,806 円	2,092 円	2,430 円	2,758 円

◎ 利用料【通所リハビリテーション】（3 割負担の場合）

利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 時間以上 2 時間未満	1,107 円	1,194 円	1,287 円	1,374 円	1,473 円
2 時間以上 3 時間未満	1,149 円	1,317 円	1,494 円	1,665 円	1,836 円
3 時間以上 4 時間未満	1,458 円	1,695 円	1,929 円	2,229 円	2,526 円
4 時間以上 5 時間未満	1,659 円	1,926 円	2,190 円	2,532 円	2,871 円
5 時間以上 6 時間未満	1,866 円	2,214 円	2,556 円	2,961 円	3,360 円
6 時間以上 7 時間未満	2,145 円	2,550 円	2,943 円	3,411 円	3,870 円
7 時間以上 8 時間未満	2,286 円	2,709 円	3,138 円	3,645 円	4,137 円

① 基本サービス費の加算について 【介護予防通所リハビリテーション】

加算名称	1割	2割	3割	内容
栄養アセスメント加算	50 円	100 円	150 円	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合
サービス提供体制加算Ⅰ	88 円	176 円	264 円	（要支援 1 が対象） 介護福祉士の人員基準を一定以上、満たしている場合
	176 円	352 円	528 円	（要支援 2 が対象） 介護福祉士の人員基準を一定以上、満たしている場合
科学的介護推進体制加算	40 円	80 円	120 円	利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
12 月超減算	－120 円	－240 円	－360 円	（要支援 1）特定の要件を満たさなかった場合
	－240 円	－480 円	－720 円	（要支援 2）特定の要件を満たさなかった場合
若年性認知症利用者受入加算	240 円	480 円	720 円	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
退院時共同指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円	入院中の利用者が退院するにあたり、入院元で実施される退院前カンファレンスに参加した場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の8.6%を加算			

① 基本サービス費の加算について 【通所リハビリテーション】

加算名称	1割	2割	3割	内容
理学療法士等体制強化加算	30 円	60 円	90 円	1時間以上 2 時間未満の利用の場合のみ
入浴介助加算（Ⅰ）	40 円	80 円	120 円	一定の基準を持たし、入浴介助を実施した場合
入浴介助加算（Ⅱ）	60 円	120 円	180 円	一定の基準を持たし、入浴介助を実施した場合
リハビリテーションマネジメント加算				
（ロ）同意の月から6月以内	593 円	1,186 円	1,779 円	多職種が共同し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合
（ロ）同意の月から6月超	273 円	546 円	819 円	
（ハ）同意の月から6月以内	793 円	1,586 円	2,379 円	
（ハ）同意の月から6月超	473 円	946 円	1,419 円	
医師が説明した場合	270 円	540 円	810 円	（ロ）または（ハ）に加算
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 円	220 円	330 円	退院（所）日又は認定日から起算して 3 月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に実施した場合
若年性認知症利用者受入加算	60 円	120 円	180 円	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
栄養アセスメント加算	50 円	100 円	150 円	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセ

				スメントを行った場合
重度療養管理加算	100 円	200 円	300 円	（※1）
サービス提供体制加算Ⅰ	22 円	44 円	66 円	介護福祉士の人員基準を一定以上、満たしている場合
科学的介護推進体制加算	40 円	80 円	120 円	利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
送迎減算	−47 円	−94 円	−141 円	送迎を行わない場合
退院時共同指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円	入院中の利用者が退院するにあたり、入院元で実施される退院前カンファレンスに参加した場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の8.6%を加算			

※1 要介護度 4 または 5 に該当し、下記のいずれかに該当する方が対象となります

- 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- 呼吸障害等で人工呼吸器を使用している状態
- 中心静脈注射を実施している状態
- 人工腎臓であり、かつ重篤な合併症を有する状態
- 重篤な心機能障害や呼吸障害等により常時モニター測定を行っている状態
- 膀胱または直腸機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の 4 級以上かつストーマの処置を実施している状態
- 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- 気管切開が行われている状態

（3）その他の料金

① 利用者様の急な病状の変化等により、医師の診療の結果、介護保険の介護の範囲を超えた医療行為が必要と判断し実施した場合には、該当医療保険負担割合に応じた医療費が別途必要となります。

② 診断書、証明書等の文書料は、別に規定する文書料基準により別途費用が必要となります。その他教育娯楽等に係る費用で、利用者様の負担が適当と認められるものはその実費相当の費用をご負担いただきます。

③ 通常送迎実施地域（北広島市、札幌市厚別区、札幌市清田区）以外からの送迎につきましては、基本サービス費の加算のほか、実施地域から超過する距離相当の実費をご負担いただきます。（1km毎に 300 円）

④ そのほか保険外諸経費の料金につきましては別紙「保険外諸経費の申込みおよび同意書」をご参照ください。

7. 施設利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
全館禁煙	駐車場も含め敷地内禁煙になります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	金銭・貴重品の持込は、原則お断りいたします。 施設内での盗難等につきましては一切責任を負いかねます。
所持品の管理	必要以上の物品の持込はお断りいたします。 持ち込まれた物品に関しては、見える場所にお名前の記載をお願いいたします。 施設内での盗難等につきましては一切責任を負いかねます。

8. 事故発生時の対応

・ 当施設は、利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
・ 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行い、事故の原因を解明し、再発生を防ぐために対策を講じます。
・ 当施設は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に備え賠償責任保険の損害保険に加入しており、速やかに損害賠償を行います。

9. 災害対応について

当施設では消防計画に則り、年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施しております。
また風水害、地震等の災害対策として、電気については非常用予備発電装置を導入しております。食料・飲料水・生活用水及び医薬品は最悪の場合を想定し備蓄しております。

10. 個人情報の取扱い

当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者様又はそのご家族若しくは連帯保証人様に関する個人情報の利用目的を別紙の通り定め、適切に取り扱います。

11. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者様に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は担当医師が判断し、身体拘束及びその他の利用者様の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合には、担当職員がその様態及び時間、その際の利用者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族に説明し、同意を得た上で記録簿に記載することとします。

12. 虐待の防止について

当施設は、利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長　相原　稔彦

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

（4）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

（5）虐待防止のための指針の整備をしています。

（6）職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（7）サービス提供中に、当施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. サービス内容に関する苦情相談窓口

（1）当施設の相談窓口

医療法人社団哲栄会　介護医療院　えみの里 順天 介護医療相談部	電 話 番 号	011-377-8000
	FAX 番号	011-376-2680
	相　談　員	河端　一真
	対 応 時 間	9:00～17:00

（2）公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てが出来ます。

北海道国民健康保険団体連合会	所　在　地	札幌市中央区南２条西 14 丁目 国保会館
	担　　当	介護・障害者総合支援課 企画・苦情係
	電 話 番 号	011-231-5175 （内線 2510 ・ 2511 ・ 2512）
	対 応 時 間	平日の午前９時から午後５時まで （午後０時～午後１時除く）

令和　　年　　月　　日

介護医療院　えみの里　順天の介護サービス（（介護予防）通所リハビリテーション）提供開始に際し、重要事項説明書に基づき、説明を行いました。

【説　明　者】

施　設　名	介護医療院　えみの里　順天
所　　属	介護医療相談部
氏　　名	

私は、書面に基づいて上記説明者から重要事項説明書に基づき、説明、交付を受け、介護医療院　えみの里　順天の介護サービス（（介護予防）通所リハビリテーション）提供開始に同意します。

利用者

住所	
氏名	
（代筆の場合）	
代筆者氏名	続柄